

特殊車両申請について

※ 車両制限令をご存知ですか？（解説）

道路はみんなの財産です。

最近、車も運搬される貨物も大型になり、重量も重くなって道路が壊される事故が増えています。また狭い道路に大型車が進入すると、通行の安全という面でも配慮が必要になります。

狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車（特殊な車両と呼びます）を通行させるときは、道路管理者の許可・認定を受けるように、道路法および車両制限令で定められています。

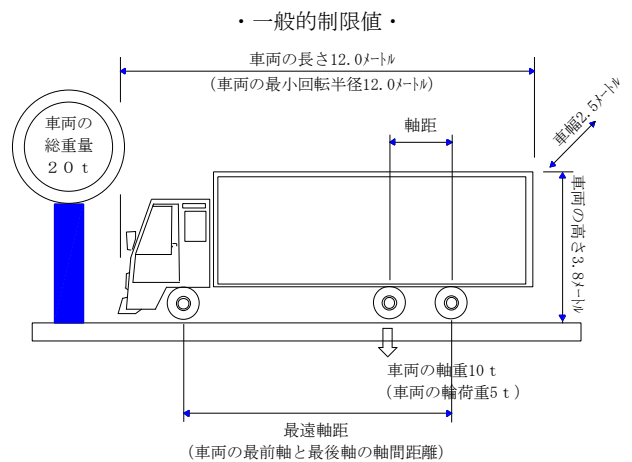
I. 一般的制限（通行許可）

道路は一定の構造基準により作られています。そのため、道路法では道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを次のとおり制限しています。この制限のことを「一般的制限」といい、制限値のことを「一般的制限値」といいます。

この「一般的制限値」をこえる車両を通行させようとするときは、道路管理者の許可を受ける必要があります。

車両の諸元	一般的制限値
幅	= <u>2.5</u> m
長さ	= <u>12.0</u> m
高さ	= <u>3.8</u> m
重 さ	総重量 = <u>20.0</u> t
	軸重 = <u>10.0</u> t
	○ 隣り合う車軸の軸距が <u>1.8m</u> 未満 = <u>18.0</u> t （ただし、隣り合う車軸の軸距が <u>1.3m</u> 以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも <u>9.5 t</u> 以下のときは = <u>19.0</u> t） ○ 隣り合う車軸の軸距が <u>1.8m</u> 以上 = <u>20.0</u> t
輪荷重	= <u>5.0</u> t
最小回転半径	= <u>12.0</u> m

参 考



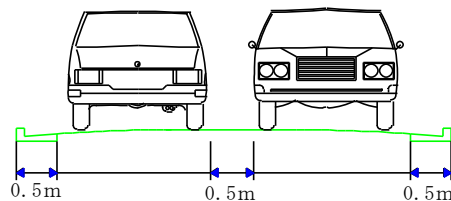
II. 幅の個別的制限（通行認定）

一般的制限値を超えない車両であっても、次のように道路によっては車両の通行の制限を受けます。やむを得ず通行しようとするときには、道路管理者に通行の認定を受ける必要があります。

	道路の区分	通行できる車両の幅
一般市街地道路	通常の道路（車両制限令第5条第2項）	(車道の幅員-0.5m) / 2 を超えないもの
	市街地区域内極少指定道路または一方通行とされている道路（車両制限令第5条第1項）	(車道の幅員-0.5m) を超えないもの

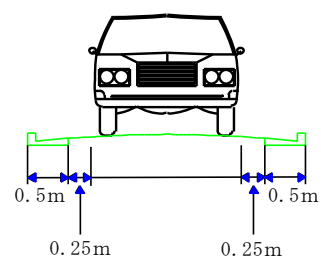
参 考

・相互通行・



$$\frac{\text{道路幅員} - 1.50\text{m}}{2} \geq \text{車幅}$$

・一方通行・



$$\text{道路幅員} - 1.50\text{m} \geq \text{車幅}$$

Ⅲ. 申請の手続き

(1) 申請に必要な書類

申請に際して、次の書類が必要となります。

部数、その他は、下記を参照もしくは申請窓口にお問い合わせください。

① 許可申請	② 認定申請
a. 特殊車両通行許可・認定申請書	a. 特殊車両通行許可・認定申請書（様式第一号）
b. 自動車検査証の写し	b. 特殊車両通行許可・認定申請書（様式第二号）
c. 車両諸元の説明書	c. 併合申請車両諸元（総括）表
d. 車両内訳書	d. 自動車検査証の写
e. 通行経路表・経路図	e. 運行経路図
f. その他	

(2) 申請窓口

（許可申請の場合）

① 申請経路が2以上の道路管理者の管理する道路にかかる場合は、いずれかの道路管理者、ただし包括申請を受理できるのは指定市までです。（国、都道府県、指定市）

② 当該区市町村が管理する道路だけの通行の場合は当該区市町村（例えば、中野区道だけの場合は中野区）

（認定申請の場合）

各道路管理者

特殊車両通行申請に関する提出書類部数（認定・新規）

	1台申請の場合		5台申請の場合	
	申請書用	認定書用	申請書用	認定書用
①特殊車両通行許可・認定申請書（様式第一号）	1	1	1(※1)	1(※1)
②特殊車両通行許可・認定申請書（様式第二号）	1	1	1(※1)	1(※1)
③併合申請車両諸元（総括）表			1(※2)	1(※2)
④自動車検査証の写し	1	1	5(※3)	5(※3)
⑤運行経路図（主要幹線より目的地まで）	1(※4)	1(※4)	1(※4)	1(※4)
車両の諸元に関する説明図書（許可申請の場合）				
運行計画書（許可申請の場合）				
運行経路表（許可申請の場合）				
運行経路図（運行経路全線）（許可申請の場合）				

申請書及び添付書類は全て二部作成してください。

- ※ 1 申請書には代表する車両の番号・諸元等を記載してください。
- ※ 2 総括表には申請する台数すべてについての番号・諸元等を記載してください。
- ※ 3 検査証の写しは申請する車両それぞれについて各二部が必要です。
- ※ 4 運行経路図には誘導員を配置する箇所を明記してください。

Ⅳ. 「認定書」を受け取ったら、それを複写し車両搭載用を作成し各車両に備えてください。

	1台申請の場合		5台申請の場合	
	認定書	車両搭載用	認定書	車両搭載用
①特殊車両通行許可・認定書（様式第二号）	1	1	1	5(※1)
②併合申請車両諸元（総括）表			1	1(※2)
③自動車検査証の写し	1		5	
④運行経路図（主要幹線より目的地まで）	1	1	1	5(※3)
⑤条件書（道路管理者作成）	1	1	1	5(※4)

- ※ 1 「認定書」を受け取ったら、それを複写し各車両に搭載してください。（車両台数分）
- ※ 2 総括表は、当該車両が記載されたページを複写し添付してください。
- ※ 3 経路図も台数分複写し添付してください。
- ※ 4 条件書も台数分複写し添付してください。

問合せ先：中野区 都市基盤部 道路分野 道路占用・監察担当
国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課

TEL 03-3228-5593
TEL 048-600-1346